

平成28年度第1回千歳市地域協議会次第

日時：平成28年7月30日(土)10時00分～

場所：祝梅コミュニティセンター

1 開 会

2 あいさつ

北海道総合政策部交通企画監 渡邊 直樹
千歳市副市長 横田 隆一

3 議 題

【報告事項】

- (1) 住宅防音対策の進捗状況等について
- (2) 地域振興対策の進捗状況等について
- (3) 新千歳空港周辺地域振興基金について
- (4) 平成27年度航空機騒音測定結果について
- (5) 新千歳空港における最近の動向について
- (6) 前回の地域協議会における意見等について
- (7) その他

4 閉 会

<配付資料>

- | | |
|------|------------------------------|
| 資料 1 | 住宅防音対策の進捗状況等について |
| 2-1 | 地域振興対策の進捗状況等について |
| 2-2 | 千歳市空港周辺地域生活環境等対策基金事業に関する実施要領 |
| 3-1 | 新千歳空港周辺地域振興基金について |
| 3-2 | 町内会助成額について |
| 4 | 平成27年度航空機騒音測定結果について |
| 5-1 | 空港経営改革の概要 |
| 5-2 | 新千歳空港における最近の動向について |
| 6 | 前回の地域協議会における意見等について |

住宅防音対策の進捗状況等について

○本年 3～4 月に実施した意向調査の結果は、以下のとおりです。

工事希望時期	区分	一般住宅	集合住宅	合 計
平成 28 年度	新規	138	30	168
	経年	831	42	873
	計	969	72	1,041
平成 29 年度 以降	新規	146	7	153
	経年	443	22	465
	計	589	29	618

※参考：一般住宅の住所別内訳

工事希望時期	区分	弥生	寿	旭が丘	その他
平成 28 年度	新規	31	37	19	51
	経年	186	188	184	273
	計	217	225	203	324
平成 29 年度 以降	新規	26	29	40	51
	経年	112	87	91	153
	計	138	116	131	204

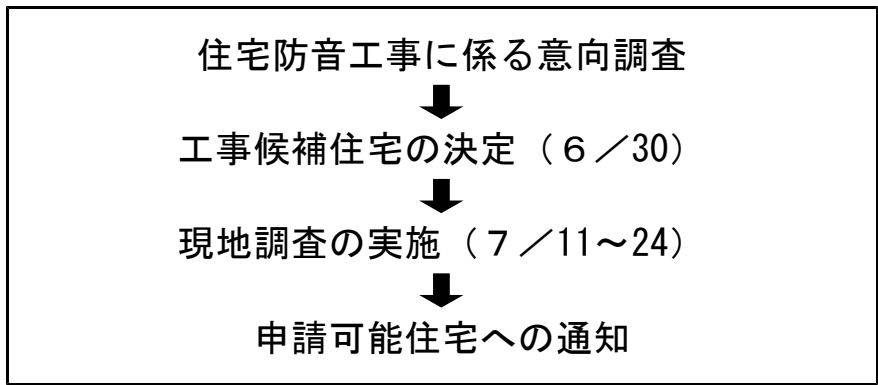
○住宅防音工事については、あらかじめ、公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団が事前調査した該当する住宅について、8月から申込書の受付を開始する予定です。

○工事の優先順位については、評点基準を設定し、優先化する要素を加点し、点数の高い順から実施します。

＜加点の要素＞

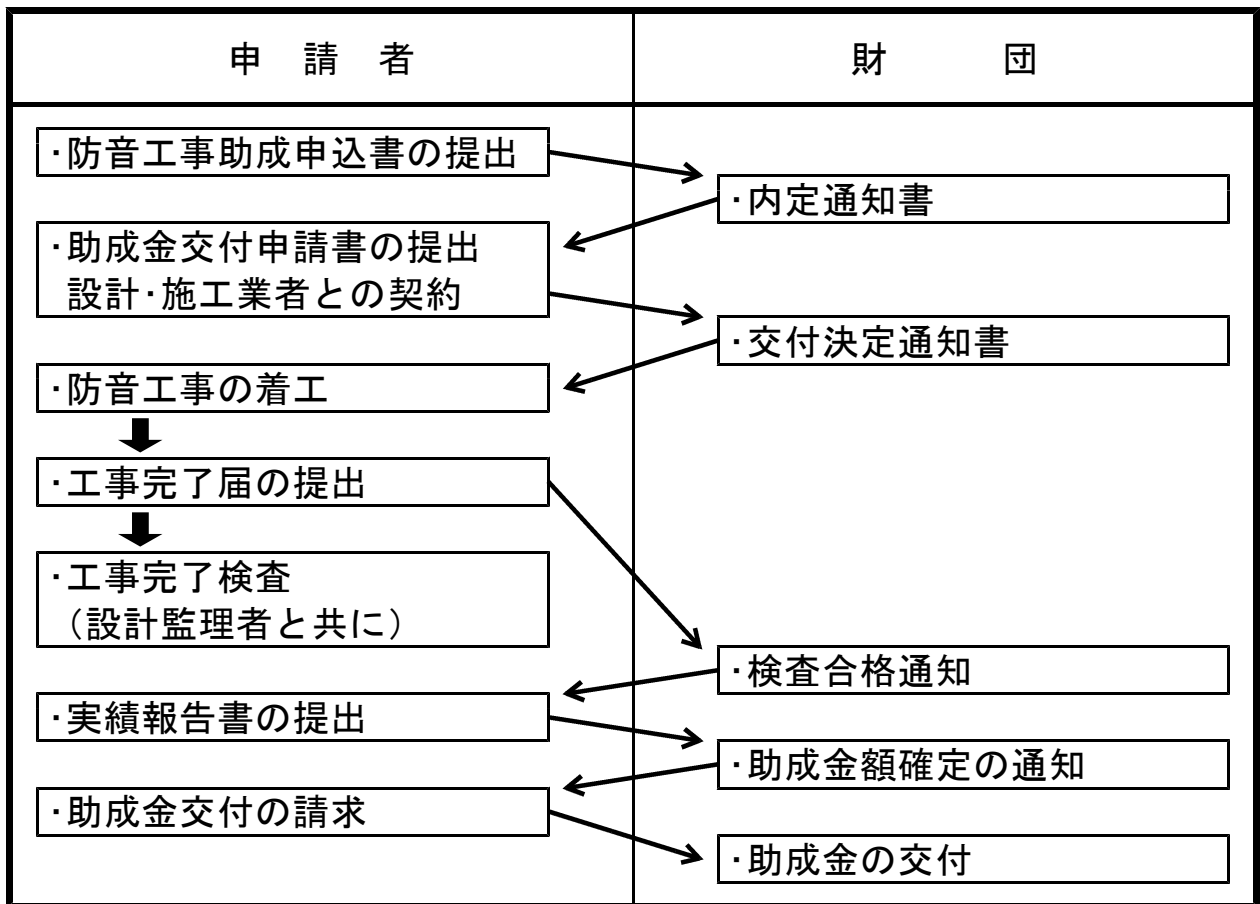
- ・騒音の影響の大きい地域
- ・障がい者や要介護者・高齢者(65歳以上)・乳幼児の居住する住宅
- ・内窓や冷房装置の設置工事のみを希望する場合

<参考：住宅防音工事に係る手続の流れ>



手続開始（8月）

◎ 手続は、申請可能住宅の通知を受けた方が、住宅防音工事助成申込書を提出することから始まります。



※ 工事費の支払いに伴うトラブルを防止するため、財団から直接業者への支払いをするために委任状の提出をお願いすることとしています。
詳しくは諸手続の際に財団にお問い合わせください。

◎住宅防音工事については、上記のサイクルを年に数回繰り返して行います。

地域振興対策の進捗状況等について (千歳市空港周辺地域生活環境等対策基金)

1 事業概要

- (1) 名称 千歳市空港周辺地域生活環境等対策基金
- (2) 総額 26億円（毎年2億6千万円を財団に積み立てし、10年間で造成）
- (3) 事業
- ① 基金の管理
 - ・ 基金の積み立て、管理、支出
 - ② 基金を活用した事業
 - ・ 防音機能維持・拡充等対策事業
 - ～ 住宅の防音機能の維持、拡充等のほか、生活環境の安定・向上に資する工事
 - ・ 防音機能確保対策事業
 - ～ C工法の区域のうち、合意書で示した区域において、B工法に嵩上げする工事
 - ・ 生活環境整備等事業
 - ～ 地域における調和ある発展のための施設整備等の事業
- (4) 要綱等 実施要綱は平成27年12月19日開催の千歳市地域協議会において決定
実施要領は別添資料2-2のとおり

2 今年度の事業展開

事業名	今年度の展開
防音機能維持・拡充等対策事業	○ 原則、住宅防音工事(本体工事・補完工事)とセットで実施
防音機能確保対策事業	
生活環境整備等事業	
根志越ア7カーゴ対策協議会(根志越)	○ 根志越温泉施設改修事業 ～ 地域において改修の方向性について検討中
根志越ア7カーゴ対策協議会(中央長都)	○ 中央釜加線道路整備事業 ～ 市において遊水地を整備した後、整備予定
駒里連合会	○ 駒里町内会館改修等事業 ～ 地域において改修の方向性について検討中
祝梅町内会	○ 祝梅第一道路道路整備事業(長さ=430m、幅=16m) ～ H28.9月上旬に工事着工、年内完成予定

3 事業スケジュール

事業名	スケジュール		
	H28	H29	H30以降
防音機能維持・拡充等対策事業			
防音機能確保対策事業			
生活環境整備等事業			
根志越I7カーゴ対策協議会(根志越)			
根志越I7カーゴ対策協議会(中央長都)			
駒里連合会			
祝梅町内会			

千歳市空港周辺地域生活環境等対策基金事業に関する実施要領

公益財団法人 新千歳空港周辺環境整備財団

(趣旨)

第1条 この要領は、千歳市空港周辺地域生活環境等対策基金の設置及び助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第9条の規定に基づき、助成金の交付に関し必要な事項を定める。

(防音機能維持・拡充等対策事業)

第2条 交付要綱第4条第1号に規定する防音機能維持・拡充等対策事業は、別表1に掲げる住宅部分、又は工事内容を対象とする。

(防音機能確保対策事業)

第3条 交付要綱第4条第2号に規定する防音機能確保対策事業は、交付要綱別図1で定めるC工法の区域において、C工法からB工法へ工法を嵩上げる工事を対象とする。

(生活環境整備等事業)

第4条 交付要綱第4条第3号に規定する生活環境整備等事業は、別表2で掲げる地域において実施する工事を対象とする。

(助成の対象となる経費)

第5条 この要領に定める事業の実施にあたり、助成金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げる経費とする。

(1) 防音機能維持・拡充対策事業

本工事費（工事価格及び消費税等相当額を含む。）及び設計監理費

(2) 防音機能確保対策事業

本工事費（工事価格及び消費税等相当額を含む。）及び設計監理費

(3) 生活環境整備等事業

千歳市長が必要と認める経費で別表3に掲げるもの

2 設計監理費は、設計図書の作成及び工事監理のために必要な経費とし、同条第1項第1号に係るものは定額6万円、同条第2号に係るものは、「新千歳空港の24時間運用に伴う住宅防音工事助成金交付要領（以下「交付要領」という。）」の例に準ずる。

3 交付要領における住宅防音工事と同条第1項第2号に掲げる防音機能確保対策事業を同時に実施する場合、住宅防音工事に係る設計監理費と防音機能確保対策事業に係る設計監理費を合わせて、交付要領の別表3-2の2)で定める額を超えないものとする。

(事業計画書等の提出)

第6条 第4条の事業を行うため、助成金の交付を受けようとする団体は、生活環境整備等事業計画書（別記第1号様式）を千歳市に提出しなければならない。

2 千歳市が事業を実施する場合は、生活環境整備等事業実施計画書（別記第2号様式）を公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

3 事業計画及び事業実施計画について、事業の中止又は廃止、事業内容の変更及び事業実施期間中の各年度における助成金額の変更を行う場合は、同条第1項及び第2項に準じて行うものとする。

(結果の通知)

第7条 千歳市は、前条第1項の事業計画書の提出があったときは、書類の審査を行い、その結果を当該事業計画書を提出した団体に結果を通知するとともに、当該事業が適当と認めた場合は内定通知書（別記第3号様式）を合わせて通知する。

2 千歳市は、前項の審査結果を理事長に報告する。

(助成金の交付申請)

第8条 第2条及び第3条に係る事業の助成金の交付申請については、交付要領の例に準ずる。

2 第4条に係る事業の助成金の交付申請については、理事長に対し、生活環境整備等事業助成金交付申請書(別記第4号様式)に次に掲げる書類(千歳市が交付申請するときは、(2)~(5)に掲げる書類)を添付して、提出しなければならない。

- (1) 内定通知書(別記第3号様式)の写し
- (2) 設計図書
- (3) 工事内容内訳書
- (4) 工事請負契約書の写し
- (5) その他理事長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第9条 第2条及び第3条の事業に係る助成金の交付申請があった場合における助成金の交付決定以降の手続きについては、交付要領の例に準ずる。

2 第4条の事業に係る助成金の交付申請があった場合は、理事長はその内容を審査し、その結果を速やかに通知するとともに、助成金を交付すべきと認めたときは、速やかに助成金の交付決定を行い、その旨を助成金を交付申請をした団体又は千歳市に生活環境整備等事業助成金交付決定通知書(別記第5号様式)で通知する。

3 助成対象経費の変更を要する場合は、理事長の承認を受けなければならない。ただし、第5条の各号の助成対象経費ごとに、対象経費の10%を超えない額の増減の変更を除く。

(事業の完了)

第10条 第4条に係る事業の助成金の交付決定を受けた団体又は千歳市(以下「交付決定団体等」という。)は、生活環境整備等事業が完了したときには、直ちに生活環境整備等事業完了届(別記第6号様式)を理事長に提出しなければならない。

2 第4条に係る事業の完了検査は、施工業者立ち会いのもと、千歳市及び第4条に係る事業の助成金の交付決定を受けた団体が行う。

3 理事長は、前項の検査の結果を確認し、合格と認めたときは、事業完了検査合格通知書(別記7号様式)を交付決定団体等に通知する。

(実績報告)

第11条 前条第3項の合格通知を受けた交付決定団体等は、速やかに生活環境整備等事業実績報告書(別記第8号様式)を理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第12条 理事長は、前条の報告書の提出を受けた場合においては、その内容を調査し適当と認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、生活環境整備等事業助成金の額の確定通知書(別記第9号様式)を交付決定団体等に通知する。

(助成金の交付)

第13条 前条により助成金の額の確定通知を受けた交付決定団体等は、理事長に対し、助成金交付請求書(別記第10号様式)を提出しなければならない。

2 理事長は、同条第1項の助成金交付請求書を受領したときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、助成対象工事の実施及び助成金の交付の手続き等に関しては、交付要領の例に準ずる。

附 則 この要領は、平成28年5月16日から施行する。

別表1 第2条関係 防音機能維持・拡充等対策事業の内容

対象箇所	工事内容
外部開口部	サッシの取替、内窓の設置
空調機器等	冷房装置、暖房機器設備、換気扇、レンジ扇、換気設備、配管・配線
屋根・外壁・内壁・天井等	左記の改修
建具等	建具改修、断熱ガラスへの取替
床	床の改修
玄関等	玄関、風除室等の改修、新設
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅防音性能向上工事 防音材補強等の遮音性能向上工事、住宅防音対策の補完工事で内窓等の設置をせず、屋根等の工事を行った場合の限度額超過分 ・生活環境向上事業 住宅のバリアフリー化、融雪槽の設置

別表2 第4条関係 生活環境整備等事業

地域名	対象事業
根志越エアカーゴ対策協議会（根志越）	根志越温泉施設改修
根志越エアカーゴ対策協議会（中央長都）	道路整備（中央釜加線）
駒里連合会	駒里町内会館改修等
祝梅町内会	道路整備（祝梅第一道路）

別表3 第5条関係 千歳市が事業を実施する場合の対象経費

区分	対象経費
起債を適用する場合	(1) 起債対象となる経費から起債充当額及び当該年度に地方交付税措置が講じられる額を差し引いて得た額 (2) 起債対象外の経費で必要と認める経費 (3) 起債償還費 (4) 許可された当該起債の元利償還費から、地方交付税算入額を差し引いて得た額
起債を適用しない場合	千歳市長が必要と認める経費

注)「起債対象となる経費」は、起債事業に係る要領等に規定する起債の許可の対象となる経費とする。

なお、この場合の他の特定財源となる収入がある場合については、事業費から当該特定財源を差し引いた後の起債の対象となる経費とする。

新千歳空港周辺地域振興基金について

■ 基金概要

造成目標額	造成実績額
30億円	18億4,220万円

■ 基金造成に向けた取組

- ・ 現在、北海道内で事業を展開する企業約50社に協力を要請中。
- ・ 十数社から協力について前向きな回答をいただいているところ。
- ・ 基金の確保に向け、引き続き経済界等と協議を続ける。

町内会助成額について

【1 現状】

- ①町内会への助成については、地域振興基金を運用し、国債や地方債等の利金と道の見合補助金を原資として、町内会活動事業、生活環境整備事業、地域安定化促進事業の3事業を苫小牧市の9町内会、千歳市の13町内会、合計22町内会へ助成しているところ。
- ②財団では、現在保有している16債券について利金収入があるが、一定額の町内会助成額の確保に向けて利金収入のほか、債券の買換を行い、その売却益分（約800万円）をプラスして、町内会助成額の原資としている。

【2 マイナス金利の影響について】

- ①日銀のマイナス金利政策により、現在債券市場では、金利が低下している状況。
- ②現在、財団保有の債券は金利が高い（1.2、1.7～2.4%）ため、今年度債券を売却した場合、1債券（20年国債 金利1.8%）で2,500万円程度の売却益となる見込み。
- ③ただし、保有債券を買換えた場合、買換え後の債券の金利が、0.01%程度となり、極めて低金利になることが予想され、後年の利金収入は減少する。

※金利による利金収入の比較

	金 利	利金収入(年額)
債券 1 億円	1.80%	180万円
	0.01%	1万円

【3 今後の助成額について】

今後も従来と同様に債券を売却していった場合、短期的には助成額は増加するが、長期的には大きく減少することが予想されることから、当面、債券の買換えは行わないこととする。

したがって、来年度の助成額は今年度と比較して、900万円程度、約18%減額となる見込みであるが、何卒ご了承願いたい。

「助成額の予想」

(千円)

		H29	H30	H31	H39	H40	H41
買換あり	助 成 額	67,304	53,071	51,281	29,672	24,818	11,818
買換なし	助 成 額	43,994	43,994	43,994	32,501	32,501	32,501

平成27年度航空機騒音測定結果について

■ 平成27年度民航機Lden値

- 「新千歳空港の24時間運用に関する合意書」の確認事項に基づく、平成27年度の民航機Lden値の状況は次のとおりです。

(Lden値単位：dB)

区域	設置	測定局	24時間運用対策区域	24時間予測W	(参考) Lden換算値	平成27年度		平成26年度	
						年間Lden値	民航Lden値	年間Lden値	民航Lden値
千歳市	北海道	東郊	区域外	59		57	51	61	44
		梅ヶ丘	75~85W	75	62~70dB	58	58	60	58
		富丘	区域外	51		50	44	53	40
		稲穂	区域外	—		57	50	60	45
		根志越東	70~75W	70	57~62dB	54	53	56	54
		旭ヶ丘	75~85W	78	62~70dB	59	60	61	59
		駒里	補完(<70W)	58	57dB未満	48	48	50	47
		あけぼの	準対(<70W)	69	57dB未満	55	49	60	42
		弥生公園	75~85W	74	62~70dB	58	58	59	57
	千歳市	青葉丘	区域外	66		66	49	67	49
		住吉	区域外	60		64	48	64	49
		東雲	区域外	56		61	42	62	46
		寿	75~85W	76	62~70dB	60	59	60	60
		北斗	区域外	51		51	33	52	34
		里美	区域外	45		43	22	45	28
		駒里東	補完(<70W)	—	57dB未満	47	46	47	46
根志越南	補完(<70W)	—	57dB未満	58	51	59	52		
苫小牧市	北海道	植苗	75~85W	74	62~70dB	56	56	56	56
		ウトナイ	補完(<70W)	69	57dB未満	49	47	53	46
		美沢	補完(<70W)	64	57dB未満	39	38	47	38
		湖畔	70~75W	73	57~62dB	55	56	57	56
		斉藤宅	補完(<70W)	66	57dB未満	38	38	46	37
		植苗公園	70~75W	—	57~62dB	50	49	54	50
		勇払	区域外	64		44	43	50	47
		沼ノ端東雲	準対(<70W)	—	57dB未満	48	47	53	45
		勇払東	区域外	—		44	44	51	44
	苫小牧市	琥珀荘	70~75W	70	57~62dB	52	51	51	51
		丹治沼	75~85W	78	62~70dB	58	58	58	58
		沼ノ端東	補完(<70W)	68	57dB未満	54	54	54	54
		沼ノ端	補完(<70W)	67	57dB未満	53	50	51	49
		植苗会館	70~75W	69	57~62dB	51	50	50	50

<参考> Lden57dB=WECPNL値70、Lden62dB=WECPNL値75

□ 民航機Lden値の算出方法について

- 新千歳空港周辺における航空機騒音の監視は、環境基準の評価を目的として、新千歳空港及び隣接する千歳飛行場を使用する航空機の騒音を測定することにより行っていることから、民航機の騒音だけを識別したり分離して把握することは困難である。
- そのため新千歳空港を離着陸する航空機の騒音を把握する方法として、千歳飛行場に係る自衛隊機（ジェット戦闘機）の離着陸のなかった日を民航機の航空機騒音を測定した日とみなし算出対象とし、対象日毎のLdenの全ての値をパワー平均し、これを民航機の年間Ldenとしている。
- 平成27年度の集計対象日数は136日（約3分の1）である。（平成26年度：127日）

□ パワー平均値について

- 環境基準に係る航空機騒音の評価も、測定された1機毎の単発騒音暴露レベルから1日毎のLden値を算出し、1年間のその全ての値をパワー平均して行うこととしている。

(計算式)

$$Lden = 10 \log_{10} \left(\frac{1}{N} \sum_{i=1}^N 10^{Lden_i/10} \right)$$

Lden : パワー平均値
Lden_i : 各データ値
N : 測定日数

空港経営改革の概要

方向性 地域の交通基盤としての空港を活用し、内外の交流人口拡大等による地域活性化を図る必要

現状と課題

特別会計のプール管理のもとで全国一律の着陸料等

国が運営することにより地元感覚、経営感覚が不足

滑走路等の航空系事業とターミナルビル等の非航空系事業で運営主体が分離

地元の意見・要望に基づく
地方自治体と国による空港経営改革

地域の実情を踏まえた機動的な着陸料等設定

民間の知恵と資金の活用

航空系事業と非航空系事業の一体的経営

地域の実情を踏まえた民間による経営の一体化

災害対応等において国が適切に関与できる民間委託手法の採用

民活空港運営法の成立(H25.7.25施行)

空港経営改革

期待される効果

- 航空需要の拡大等による地域活性化
- 民間の資金と知恵等による利用者利便の向上
- 我が国の産業、観光等の国際競争力の強化

民間委託手法

国が土地等の所有権を留保しつつ、民間に運営権を設定し、航空系事業と非航空系事業を一体経営

施設等所有	国		民間
	管制	滑走路等	空ビル等
運営	国		三セク等
	継続	運営権の設定	譲渡
	国	民間による一体運営	

《各地の動き》

◎国管理空港

仙台：第1号案件。H28.7から民間に事業運営を移管。
高松：民間委託に向けた手続を実施中(H28.7に実施方針を公表)。
福岡：運営委託スキーム等について検討中。
その他、北海道や広島等においても空港経営改革を検討中。

◎地方管理空港

神戸空港、静岡空港等において検討中。

◎会社管理空港

関西空港・伊丹空港；H28.4から民間に事業運営を移管。

空港経営改革に向けての北海道の考え方

～ 空港運営の民間委託に向けて

➤ 北海道が空港運営の民間委託に取り組む前提となる基本要件

1. 北海道の広域観光の振興などを支える、道内13空港で構成される道内航空ネットワークの充実強化に資するものであること。
2. ネットワークの中核となる新千歳空港の国際拠点空港としての機能強化に資するものであること。

<ポイント>

- ① 航空ネットワークの充実強化策の企業提案への反映
- ② 空港の付加価値の向上

➤ 民間委託の枠組み(方向性)

設置管理者の別を問わず、一体的な運営が可能となるよう、国とも協議しながら、道としての提案を取りまとめていく。

1. 国管理空港については、立地地域の意向を踏まえつつ、移行に向け設置・管理者である国と調整。
2. 市管理空港や道管理空港についても、立地地域の意向を踏まえつつ、国管理空港との一体的運営について検討。国管理空港のスケジュールと合致しない場合も事後に移行できる途の確保を検討。
3. 公平・公正な競争環境の確保を前提としつつ、地域の経済や雇用にも十分配慮。

新千歳空港における最近の動向について

1 平成28年夏ダイヤにおける深夜・早朝時間帯の運航計画

- ・6枠(旅客4枠、貨物2枠)運航に加え、国内旅客で8枠活用(1日最大14枠)。
- ・そのほか、繁忙期の需要に対応するため、国内及び国際線の臨時便やチャーター便として、7月に合計13便が運航。

《平成28年夏ダイヤ：期間(平成28年3月27日～10月29日)》

航空会社	路線・運航時刻		運航日
JAL	羽田 20:30 ▶	新千歳 22:00	3/27～10/29の毎日 (7/1～8/31は22:05新千歳着)
ANA	新千歳 21:50 ▶	羽田 23:30	3/27～10/29の毎日
	羽田 20:40 ▶	新千歳 22:15	
	羽田 01:05 ▶	新千歳 02:45	3/29～10/29の火～土曜日 (GW、お盆及び祝日の翌日を除く) } 貨物便
	新千歳 01:20 ▶	羽田 03:00	
SKY	新千歳 21:50 ▶	名古屋 23:40	7/1～10/2の毎日
	羽田 20:30 ▶	新千歳 22:05	3/27～10/29の毎日
	羽田 21:30 ▶	新千歳 23:05	7/1～10/2の毎日
	新千歳 00:10 ▶	羽田 02:00	
ADO	仙台 20:45 ▶	新千歳 22:00	3/27～10/29の毎日
	羽田 21:00 ▶	新千歳 22:35	
	羽田 21:30 ▶	新千歳 23:05	3/27～10/29の金、日曜日 上記以外の運航日 5/2～4、7、7/18、8/6、10、 11、13、15、16、9/19、10/10
	新千歳 23:10 ▶	羽田 01:00	
VNL	成田 20:20 ▶	新千歳 22:00	3/27～9/13の毎日

※ JAL:日本航空 ANA:全日空 SKY:スカイマーク ADO:AIR DO VNL:バニラ・エア
 ※ 太字は、新規運航便(8枠)

《平成28年7月臨時便・チャーター便》

航空会社	路線・運航時刻		運航日
JAL	新千歳 21:50 ▶	羽田 23:25	7/15、18、22、24、29、31
ANA	中部 20:55 ▶	新千歳 22:35	7/3、15、18
KAL	新千歳 22:30 ▶	韓国 清州 (チョンジュ) 01:30	7/24、27、31
	新千歳 22:20 ▶	韓国 務安 (ムアン) 01:10	7/30

※ JAL:日本航空 ANA:全日空 KAL:大韓航空

2 深夜・早朝発着枠の活用に向けた取組

(1) 空港連絡バスによる実証運行

①現状

エア・ドゥ及びスカイマークの23時台の到着便の利用者を対象に、バス事業者（北海道中央バス(株)、北都交通(株)）が札幌都心行き（1路線）の空港連絡バスを自主運行。

②アクセス拡充に向けた取組

- ・新たに空港連絡バス4路線（環状通方面、真駒内方面、麻生方面、円山方面）を追加して、札幌都心行と併せて実証運行を実施し、2次交通の利用状況等を把握。
- ・併せて機内アンケートを実施するなどして、利用者の2次交通に対するニーズ等を調査し、交通事業者によるアクセス拡充に向けた取組へと繋げる。

【実証運行】新千歳空港 23:20発

- ・7月25日(月)～7月31日(日)：環状通方面、真駒内方面
- ・9月19日(月)～9月25日(日)：麻生方面、円山方面

(2) 利用者へのPR

実証運行のPRと連動して、現在就航している深夜便を道内外の利用者にPRし、深夜便の利用拡大を図る。

前回の地域協議会における意見等について

<項目>新千歳空港周辺環境整備財団の体制

○委員からの意見等（千歳市地域協議会）

- ・ 新たに住宅防音対策が始まるので、それに対応した新千歳空港周辺環境整備財団の執行体制を示してほしい。

○回答

30 枠合意に伴い、本年度より本格化する住宅防音対策事業へに対応すべく、事務局職員 4 名を増員し、計 9 名の体制へと強化しました。

<事務局体制>

